

広島県教育委員会告示第二号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条の規定によって、次のとおり博物館に相当する施設として指定した。

平成二十七年二月九日

広島県教育委員会

委員長 佐藤 卓 巳

設置者の名称	設置者の住所	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
熊野町	安芸郡熊野町中溝一丁目一番一号	筆の里工房	安芸郡熊野町中溝五丁目一七番一号	平成二十七年一月三十日